

消費税法および地方税法の改正に伴うガス料金の改定について

平成26年2月21日
 東京ガス株式会社

当社は、消費税法および地方税法の改正^{※1}に伴い、新たな消費税率を反映させていただくことを主な内容とする一般ガス供給約款等の変更を、本日、経済産業大臣に届け出いたしました。

今回の料金改定は、本年4月1日から消費税率が5%から8%へ変更されることを受けて、4月以降のお客さまのガス料金等に新たな消費税率を反映させていただくものです。

本改定による標準家庭における影響額^{※2}は、東京地区等においては月額161円、群馬地区では月額161円、群馬南地区では月額156円となります。

なお、3月以前から継続的にガスをご使用いただいているお客さまについては、5月検針分からの適用となります。

当社は、今後も天然ガスの普及拡大に努めるとともに、引き続き経営効率化を推進し、「豊かで潤いのある生活」「競争力ある国内産業」「環境に優しい安心できる社会」の実現に貢献してまいります。

(参考1) 消費税率変更に伴う、標準家庭における1か月あたり影響額

	現行税率5%	新税率8%	影響額
東京地区等	5,619円	5,780円	161円
群馬地区	5,637円	5,798円	161円
群馬南地区	5,455円	5,611円	156円

(参考2) 消費税率の取扱いについて

		3月検針日	4月検針日	5月検針日
		3/1	4/1	5/1
ガス料金		3月分	4月分	5月分
消費税	4月からご使用になるお客さま		8%	8%
	3月以前から継続してご使用いただいているお客さま	5%	5%	8%

※1 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」による消費税法および地方税法の改正

※2 平成26年2月検針分の料金、および、ご家庭1件あたりの平均的な月間使用量（平成18年度～平成22年度の5ヵ年平均）に基づき算定しています。なお、平均的な月間使用量は、東京地区等では32m³（45MJ）、群馬地区および群馬南地区では41m³（43.14MJ）です。

以上